

旧優生保護法に関するアンケート調査の結果および日本産科婦人科学会からの
宣言（福岡宣言）

令和4(2022)年 8月7日
日本産科婦人科学会 理事長 木村 正
日本産科婦人科学会 旧優生保護法検討委員会 委員長 加藤 聖子
委員一同

はじめに

旧優生保護法は、不良な子孫を残さないとする優生思想に産児調節による母体保護を求める運動が結合する形で、昭和23(1948)年に議員立法により成立、施行されました。本法の下、平成8(1996)年に旧優生保護法に定められていた優生手術に関する規定が削除されるまでの間、特定の疾病や障害を有すること等を理由に「本人の同意なしの優生手術（いわゆる強制不妊手術）」が行われていました。この規定に基づいて実施されてきた優生手術については人権や生命倫理の観点から問題があったとの指摘があり、本人の同意なしの優生手術を受けられた方を対象として、一時金の支給等に関する法律が議員立法により平成31(2019)年4月24日に成立し、一時金の支給が行われています。

平成8(1996)年まで優生保護法の懸念点を指摘できなかったことに対して、日本産科婦人科学会（以下、「本学会」）として深く反省するとともに、被害者の皆様に対して心からのお詫びを申し上げます。

一般社団法人日本医学会連合は、平成31(2019)年4月に「旧優生保護法の検証のための検討会」を立ち上げ、令和2(2020)年5月までに、計13回に亘り検討会を開催しました。その検討の内容をまとめて、令和2(2020)年6月23日に、日本医学会連合は「旧優生保護法の歴史を振り返り、今後のあるべき姿勢を提言する」との副題を添えて「旧優生保護法の検証のための検討会報告書」を公表しました。これを受け、本学会は学会内に「旧優生保護法検討委員会」を設置し、旧優生保護法や母体保護法への改正時の本学会会員の関与と、現在におけるこの問題への理解を把握し、今後の本学会の活動の参考とすることを目的としてアンケート調査を実施しました。

<アンケート結果>

- ・「旧優生保護法（昭和23年）」の内容に「本人の同意なしの優生手術（強制不妊手術）」の内容が含まれていたことについて「(法律の規定に強制不妊が)あることは知っていたが、内容について詳しく知らない」会員が多かった。
- ・旧優生保護法施行時代に現役であった会員が減少していることもあり、強制

不妊手術を実際に経験している会員は、昭和 21 年から 40 年に免許を取得した医師（80 歳以上の医師に該当）で 10%程度、それ以降の昭和 63 年までの医師（58 歳以上）で 1.6%と時を経るとともに減少していた。

・多くの会員が現在は「深刻な問題がある法律であった」と答えている一方、「問題はあるが、時代背景もあり仕方なかった」という回答も多かった。

・平成 8 年の母体保護法への改正に関しては学会内で何らかの話し合いがあったという記憶を持つ会員がいたが、当時の話し合いの詳細を確認することはできなかった。いずれの世代でも、「もっと早く改正すべきであった」との回答が多かった。

・今後本学会がなすべきことについては、「医学生への講義」が最も多く、また専攻医を含む会員などへの何らかの教育を求める声も多かった。一般市民への周知を重要とする意見も少なからずあった。すなわち、産婦人科だけではなく領域を超えて医師や社会全体で理解しておくべきと考えている会員が多いことがわかった。

・本学会に対して、1) 周知・啓発、2) 継続的な審議、3) 教育という意見が多かった。

以上の結果をもとに、本学会がなすべきことについて、以下を宣言します。

①旧優生保護法成立の歴史的・時代的背景や経緯を知り、内容や問題点について会員に周知をはかります。

②母体保護法への改正の経緯を知り、旧優生保護法との違いや母体保護法の内容について会員に周知をはかります。

③セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（SRHR）が基本的人権の一つであることを認識し、SRHR に関わるインフォームド・コンセント、インフォームド・アセントの考え方を医学生および研修医・会員に浸透させます。

④医学生および研修医・会員に対して生命倫理・医療倫理の観点から旧優生保護法・母体保護法についての教育を推進します。

⑤学会内で生命倫理・医療倫理や人権にかかわる分野について議論を続け、学会内での議論や決定を広く社会に開示して、問題意識を共有することに努めます。

以上